

一般社団法人 日本手術医学会

評議員・役員選出に関する細則

第1章 目的

この規定は、一般社団法人日本手術医学会（以下、「本会」という）定款第14条（評議員の選任）並びに第25条（役員を選任）を適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員

1. 評議員の定数は、正会員数の5%以上、15%以内とする。
2. 評議員は、新評議員を推薦することができる。
3. 候補者の資格は原則として正会員とし、評議員3名の推薦を必要とする。
4. 新評議員の推薦の期間はその年の5月1日から7月31日とし、推薦書（指定様式）と履歴書（書式自由）および研究業績（書式自由）を総務委員会（役員推薦・改選準備委員会）宛に提出し、総務委員会は、それらをもとに審査を行う。
5. 総務委員長（役員推薦・改選準備委員長）は、総務委員会の審査結果を理事会に諮り、理事会の審議結果を評議員会に報告し、評議員会の決議によって選任する。

第3章 役員

1. 理事及び監事は、評議員の中から、評議員会の決議によって選任する。
2. 理事及び監事の候補者は、原則として下記すべての要件を満たすものとする。
 - (1) 評議員として本会への貢献があるもの
 - (2) 選出される年の3月31日時点で70歳未満であるもの
3. 新任の理事候補者は、理事の推薦を必要とする。
4. 理事または監事を希望する者（再任を含む）は、改選の年の5月1日から7月31日までに立候補届を総務委員会（役員推薦・改選準備委員会）宛に提出し、総務委員会は、それをもとに審査を行う。
5. 総務委員長（役員推薦・改選準備委員長）は、総務委員会の審査結果を理事会に報告し、立候補が定数以内の場合は、評議員会の決議によって選任する。ただし、定数を超える立候補があった場合には、評議員会において連記無記名投票を行う。
6. 正当な理由なく連続3回にわたり理事会を欠席したものは、次期の理事資格を失う。

施行 2023年1月9日